

---

■個人情報の入力で高額請求の恐れ

---

大手通販会社や宅配会社、携帯電話会社をかたったメールを信じて、IDやパスワード、電話番号、クレジットカード番号などを入力してしまい、勝手に商品代金を通信サービス料金と合算で支払うキャリア決済やクレジットカード決済で身に覚えのない代金を請求されたという相談が寄せられています。

【事例】「お客様にお荷物のお届けにあがりましたが不在のため持ち帰りましたので、下記URLよりご確認ください」とメールが届いた。リンクをタップし、指示に従い電話番号と認証コードなどを入力した。翌日、キャリア決済を利用したインターネット通販で10万円分を請求するメールが届いた。携帯電話会社に相談しているが、どうしたらよいか。

【アドバイス】これまで見たことのないメールやSMSなどが届いた場合、無視するか、むやみにメール内のURLのリンクを開かないようにしましょう。メールアドレスは実在する会社とよく似たものが使われることが多いようです。公式サイトなど、確かな情報源によって真偽を確認するようにしてください。添付ファイルも開かないようにしましょう。セキュリティ向上のため携帯電話会社などが行っている二段階認証を利用することも有効です。

もし情報を入力してしまった場合、お使いの携帯電話会社に不正なキャリア決済が発生していないか確認し、クレジットカードの利用明細も定期的にチェックしてください。また、金銭の被害がある場合は警察に届け出るようにしましょう。

=====  
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

-----  
☆メルマガバックナンバー（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

-----  
☆Facebookで暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★Facebookに登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

-----

## 【消費生活に関するご相談は・・・】

### ☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

### ☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

#### ◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

#### ◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

#### ◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：097-536-5000

---

### ☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → [iness.csm@pref.oita.jp](mailto:iness.csm@pref.oita.jp) （メルマガ専用アドレス）